

平成27年度税制改正要望書

平成26年7月

損害保険労働組合連合会

平成27年度税制改正要望項目

1. 働く者のより豊かな生活の実現に向けて

- (1) 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃
- (2) 財形非課税限度額の引き上げ等
- (3) 給与所得者に対する選択納税制度の導入

2. 損保グループ産業の健全な発展に向けて

- (1) 損害保険業に係る消費税制上の課題解決 重点要望項目
- (2) 受取配当等の二重課税の排除 重点要望項目
- (3) 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実
- (4) 地震保険に係る異常危険準備金の非課税措置
- (5) 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の維持
- (6) 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化
- (7) 印紙税の撤廃

1. 働く者のより豊かな生活の実現に向けて

(1) 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃

問題認識

- 確定給付企業年金や、確定拠出年金の企業型年金・個人型年金をはじめとする企業年金等の積立金は、特別法人税の課税対象となっていますが、現在は、平成28年度までの経過措置により課税停止とされています。
- 年金資産に対する当該税負担の比率は極めて大きいことから、万一課税された場合には、公的年金制度を補完する企業年金制度の健全な維持・発展や、労働者の権利である受給権の保全に支障をきたすおそれがあります。

【要望内容】

- 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃を要望します。

(2) 財形非課税限度額の引き上げ等

問題認識

- 財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄の非課税限度額は、元利合計で合算して550万円（財形年金貯蓄のうち、生命保険・損害保険等の契約については元本385万円）とされていますが、現在の住宅事情への対応や老後生活の安定を図るうえで、十分な水準にあるとはいえません。
- また、財形住宅貯蓄において、解約等の目的外払出しを行う場合、5年以内に支払われた利子等に対し遡及課税がなされていますが、持ち家の取得や増改築のため先に適格払出しを行った金額に係る利子等も課税の対象とされる等、本来の制度趣旨に合致していない部分があるものと考えます。

【要望内容】

- 財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄の非課税限度額を、財形住宅貯蓄1,000万円、財形年金貯蓄1,000万円、合算で1,000万円にそれぞれ引き上げることを要望します。
- 財形住宅貯蓄の適格払出し後の目的外払出しにおける課税について、先の適格払出しに関わる利子等を5年間の遡及課税の対象外とすることを要望します。

(3) 給与所得者に対する選択納税制度の導入

問題認識

- 給与所得者の税金や社会保険料は、事業主が毎月の給与を支払う際に天引きされています。給与明細には総支給額から差し引かれる源泉所得税額が記載されているものの、給与所得者の納税意識や税の用途に対する関心は、必ずしも高いとはいえません。また、平成24年度税制改正により、特定支出控除の範囲の拡大等が行われ、確定申告の機会が増加したとはいえ、いまなお多くの者が年末調整で課税関係を終了しているものと考えられます。
- 「源泉徴収・年末調整」と、給与所得者が自ら税額を計算する「申告納税」の選択を認めることで、納税意識や税の用途への関心の向上、ひいては納税者としての権利・義務の確立につなげられるものと考えます。

【要望内容】

- 給与所得者に対する選択納税制度の導入を要望します。

2. 損保グループ産業の健全な発展に向けて

(1) 損害保険業に係る消費税制上の課題解決 重点要望項目

問題認識

- 平成 24 年 8 月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税率は、本年 4 月に 8%へと引き上げられました。また、平成 27 年 10 月には、経済状況の好転を条件として、税率を 10%へと引き上げることも検討されています。
- わが国において、損害保険料は、消費税導入以来「課税することになじまないもの」と位置づけられ、非課税とされてきました。このため、一般事業会社であれば認められる、仕入に係る消費税負担の控除（仕入税額控除）が、損害保険会社の場合にはほとんど認められていません。
- 消費税率の引き上げにより、損害保険会社においては代理店手数料や物件費および支払保険金、損保系生命保険会社においても代理店手数料等に係る負担の増加が見込まれます。負担の一部は、国民や一般事業者に転嫁せざるを得ない状況にありますが、これには、保険料に「見えない消費税」が含まれることのわかりづらさや、流通過程を経るたびに発生する「税の累積」などの課題があります。一方で、転嫁されない負担は、損保グループ産業で働く者の雇用・労働条件に負の影響を与えるおそれがあります。
- また、損害保険会社がグループ会社などに委託している事務・システム開発等の業務についても、委託費に係る負担の増加が見込まれます。これに伴い、委託業務を内製化する動きが出ることも想定されますが、そもそも税制のあり方により企業活動が左右されることは、「税の中立性」の観点から問題なしとはいえません。

【要望内容】

- 消費税率の引き上げに伴い拡大する、損害保険業に係る消費税制上の課題について、抜本的な解決に向けた対策の検討を求めます。
- また、税率の引き上げによる影響を緩和するため、グループ納税制度の導入、保険料に織り込まれていない消費税相当額の負担を軽減するための経過措置を要望します。

(2) 受取配当等の二重課税の排除 重点要望項目

問題認識

- 株式等の配当は、課税後の利益から生じるものであり、さらにその配当を受け取った法人においても課税がなされるとした場合には「二重課税」となることから、これを排除するために、法人の「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられています。
- しかしながら、本制度は平成 14 年度税制改正において縮減され、益金不算入割合が 80%から 50%に引き下げられています。
- これは、「二重課税」の問題を拡大するものであり、税理論において不整合であると言わざるを得ません。くわえて、連結納税制度導入に伴う財源措置の一つとして行われたものである点にも問題があると考えます。

【要望内容】

- 受取配当等の益金不算入制度について、連結法人株式等、完全子法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を現行の 50%から 100%に引き上げることを要望します。

(3) 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

問題認識

- 損害保険会社は、巨大自然災害に対しても確実に保険金支払を行う社会的使命を果たすべく、平時から保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、保険金支払原資の確保に努めています。
- しかしながら、近年は、国内外における自然災害の頻発による多額の保険金支払にともない、各社とも異常危険準備金の残高を大幅に取り崩し、いまなお低い水準にとどまっています。
- 異常危険準備金の残高を早期に積み上げていくための積立率については、平成 25 年度税制改正により一定の措置がなされたものの、残高の上限となる洗替保証率については、平成 3 年度の台風 19 号、平成 16 年度の複数の台風、平成 23～25 年度の複数の災害への保険金支払を考慮すれば、現行の 30%では十分とはいえない状況にあります。

【要望内容】

- 火災保険等に係る異常危険準備金制度について、洗替保証率および本則積立率適用残高率を現行の 30%から 40%に引き上げることを要望します。

(4) 地震保険に係る異常危険準備金の非課税措置

問題認識

- 地震大国であるわが国の地震保険は、被災された方々の生活の安定に寄与することを目的に政府と損害保険会社が共同で運営する公共性の高い保険であり、保険金支払に万全を期すため、法令により収支残高および運用益のすべてを異常危険準備金として積み立てることが義務付けられています。
- しかしながら、無税積立が認められているのは収支残高部分のみであり、運用益部分の積立については段階的な課税を受けています。
- 損害保険各社が制度の普及促進に取り組んだ結果、保険金支払責任限度額が増加していることや、将来、首都直下地震等の巨大地震が発生し得ることなどを考慮すれば、異常危険準備金の残高をさらに充実させる必要があるものと考えます。

【要望内容】

- 地震保険に係る異常危険準備金の運用益部分の積立を全額非課税とすることを要望します。

(5) 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の維持

問題認識

- 現在、一般事業会社に導入されている外形標準課税は、経済環境に対する配慮もあり、4分の3部分については所得課税を継続し、残りの4分の1部分についてのみ外形基準を組み込んだものとなっています。一方で、損害保険業に係る法人事業税には、すでに収入金額を課税標準とする100%外形標準課税が導入されており、地方自治体における税収の安定確保に一定貢献しているものと認識しています。
- しかしながら、電気供給業、ガス供給業および保険業の課税の枠組みについては、平成 26 年度税制改正大綱において、引き続き見直しを検討するとされていることから、将来、損害保険業の課税標準に所得課税が組み込まれることも想定されます。

- 損害保険業は、保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化する特性があることから、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が、税收の安定化をめざした外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えられます。

【要望内容】

- 損害保険業の法人事業税について、現行課税方式の維持を要望します。

(6) 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化

問題認識

- 損害保険会社が破綻した場合のセーフティネットの一つとして、破綻処理の迅速化・多様化を図るため、保険契約者保護機構の委託を受けて、協定銀行が破綻保険会社等の資産を買い取り、買い取った資産に係る管理回収業務を行う措置が設けられています。
- 破綻保険会社から協定銀行へ土地等の資産を移転する場合に課せられる不動産取得税は、平成 26 年度末まで非課税とする経過措置が設けられていますが、協定銀行による資産の取得は形式的な所有権の移転であることや、当該非課税措置はセーフティネットを円滑に運営するために必要な税制措置であることに鑑み、保険契約者保護の観点から恒久化するべきであると考えます。

【要望内容】

- 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置について、恒久化を要望します。

(7) 印紙税の撤廃

問題認識

- 印紙税法の一部改正により、平成 26 年 4 月以降、印紙税の非課税範囲が拡大されていますが、そもそもインターネットによる契約手続の完了など、商取引のペーパーレス化がすすんでいる現代において、文書による取引のみに印紙税を課すことは、公平・中立・簡素という税の原則に照らして不整合であると考えます。

【要望内容】

- 印紙税の撤廃を要望します。

以上